

四国中央市地上デジタル放送用簡易チューナー無償給付要綱

(目的)

第1条 この告示は、総務省による地上デジタル放送用簡易チューナー(以下「チューナー」という。)の譲渡台数の範囲内において、市民等にチューナーを給付することにより、地上デジタルテレビ放送への円滑な対応を促し、情報格差の解消を図ることを目的とする。

(給付要件)

第2条 チューナーの給付を受けることができるものは、市内に住所を有するもので、地上デジタル放送に未対応の受信機器を所有しているものとする。

(給付申請)

第3条 チューナーの給付を受けようとするものは、地上デジタル放送用簡易チューナー無償給付申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(給付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、チューナーの給付を適当と認めるときはチューナーを給付し、不適当と認めるときは地上デジタル放送用簡易チューナー無償給付不承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(給付台数等)

第5条 チューナーの給付台数は、世帯においては1世帯につき1台とし、それ以外のものにおいては、市長が必要と認め台数とする。

2 チューナーの給付は、市長が別に定める場所において行う。

(取付け)

第6条 第4条の規定によりチューナーの給付を受けたもの(以下「給付決定者」という。)は、給付されたチューナーの取付けについては、自己の負担により行わなければならない。

(処分)

第7条 給付決定者は、給付されたチューナーが不要となったときは、自己の負担により処分しなければならない。

(転売等の禁止)

第8条 給付決定者は、給付を受けたチューナーを転売し、貸し付けし、交換し、又は譲渡してはならない。

(返還等)

第9条 市長は、給付決定者が偽りその他不正の手段により給付を受け、又は前条の規定に違反したことが判明したときは、当該給付を受けたチューナー又はその実費の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

地上デジタル放送用簡易チューナー無償給付申請書

平成 年 月 日

四国中央市長 篠原 実 様

住所

氏名

印

生年月日 年 月 日

電話番号 (自宅)

(携帯)

次のとおり地上デジタル放送用簡易チューナーの無償給付を受けたいので、四国中央市地上デジタル放送用簡易チューナー無償給付要綱第 3 条の規定により申請します。

取付け場所	
備考	

様式第2号(第4条関係)

地上デジタル放送用簡易チューナー無償給付不承認通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあったチューナーの無償給付については、次の理由により不承認と決定しましたので、四国中央市地上デジタル放送用簡易チューナー無償給付要綱第4条の規定により通知します。

不承認の理由